

狛江市議会議員定数条例の一部を改正する条例

狛江市議会議員定数条例（平成14年条例第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第2条 議会議員の定数は、 <u>20</u> 人とする。	(定数) 第2条 議会議員の定数は、 <u>22</u> 人とする。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の狛江市議会議員定数条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

令和8年3月25日 原案可決